

奄美市高校生遠距離通学費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奄美市内に居住する者が養育する子が高等学校（学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める高等学校をいう。以下同じ。)に就学した場合において、その通学が困難であるときに、その通学に要する費用の一部を補助するため、奄美市高校生遠距離通学費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奄美市補助金等交付規則(平成18年奄美市規則第40号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、奄美市内の高等学校に在学する生徒のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に認めた者については、この限りでない。

(1) 生徒が奄美市内に住所を有し、「居住地の最寄りのバス停」から「通学する高等学校の最寄りのバス停」までの定期バスを利用している生徒で、その利用距離が9.0キロメートル以上であること。

(2) 当該生徒の保護者が奄美市内に住所を有していること。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、定期券の購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 補助対象者は、前項の補助金の請求及び受領を乗合バス事業者に委任するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、奄美市高校生遠距離通学費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに申請しなければならない。

(1) 委任状（別記第2号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 補助の対象期間は、1学年につき12か月以内とする。ただし、修学年限の最終学年にあつては、1学年につき11か月以内とし、3月を除くものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、奄美市高校生遠距離通学費補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により補助対象者に通知するものとする。なお、必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(補助金の請求)

第7条 前条に規定する通知を受けた補助対象者から委任を受けた乗合バス事業者が補助金の交付の請求をしようとするときは、奄美市高校生遠距離通学費補助金交付請求書（別記第4号様式）に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(3) 補助金の交付に係る補助対象経費の払戻しを受けたとき。

(4) その他補助金の交付が不相当であると市長が認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。